



この時期、ご注意!! 海産物の電話勧誘トラブル

「以前、取引があった」と名乗る業者から、「海産物が売れない。支援のために買って」と懇願され、仕方なく注文してしまった。解約したい。

電話勧誘販売ではクーリング・オフができますが、懇願されて勧誘されたとしても、不要な物はきっぱり断りましょう。また、断ったのに商品が届いたら、受け取り拒否し、代金は支払わないようにしましょう。



菊地幸夫弁護士による消費者教育講演会

「悪質商法の最新手口を学ぶ」

日時：令和6年1月31日(水)

13時30分～15時30分

会場：瀬谷公会堂 講堂

定員：400名(当日先着順・無料)



横浜市消費生活総合センター 🔍 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 **045-845-6666** (平日 9:00～18:00
土日 9:00～16:45)